

国会公契第 26 号
国官技第 238 号
国営管第 386 号
国営計第 120 号
国港総第 483 号
国港技第 75 号
国空予管第 955 号
国空空技第 348 号
国空交企第 205 号
国北予第 35 号
令和 4 年 12 月 8 日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
	港湾空港部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長
(公 印 省 略)

工事請負契約書第 30 条第 4 項ただし書の運用について

工事請負契約書（「工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 25 号）の別冊、「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 9 月 5 日付け建設省営管発第 556 号）の別冊、「工事請負標準契約書の制定について」（平成 8 年 1 月 24 日付け港管第 111 号）の別冊又は「工事標準請負契約書について」（平成 8 年 3 月 19 日付け空経第 212 号）の別冊をいう。以下同じ。）第 30 条第 4 項ただし書の規定については、下記のとおり運用することとしたので、取扱いに遺漏のないよう措置されたい。

記

工事請負契約書第 30 条においては、工事目的物の引渡し前に、不可抗力により工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、発注者が損害合計額のうち請負代金額の百分の一を超える額を負担することとされているところ、同条第 4 項ただし書の規定により、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとしている。

同条第 4 項ただし書の規定の対象となる「災害応急対策又は災害復旧に関する工事」の具体的内容は、以下のとおりとする。

なお、同条第 2 項において、同条の対象となる「損害」の範囲から、受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づく損害及び工事請負契約書第 57 条第 1 項（ただし、「工事請負標準契約書の制定について」（平成 8 年 1 月 24 日付け港管第 111 号）の別冊にあっては第 58 条第 1 項）の規定により付された保険等によりてん補された部分は除かれていること、及び同条第 4 項ただし書で言う「災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害」とは自然災害に起因する損害に限定されることに留意する必要がある。

- 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）の適用を受ける災害復旧事業（関連事業等を含む。）の対象工事
- 2 直轄工事において、発注者が災害復旧工事として発注する工事
- 3 工事請負契約書第 30 条第 4 項ただし書の規定の適用を受けることを現場説明書において発注者が明示した工事（営繕工事に限る。）
- 4 発災直後の災害応急対策等であって、災害協定に基づく契約又は発注者の指示※

¹により対応する工事

5 発災直後の災害応急対策等であって、維持管理契約^{※2}内で発注者の指示^{※1}により対応する工事

※1 工事請負契約書第 30 条第 4 項ただし書の規定の適用を受ける工事であることを事後的に確認することを可能とするため、発注者から受注者に対し指示を行ったことがわかる書面を保管することとする。なお、同書面には、4 及び 5 の工事において、災害応急対策又は災害復旧に関する工事とは認められない工事については、工事請負契約書第 30 条第 4 項ただし書が適用されない旨を明記すること。

※2 維持管理契約とは、例えば次に掲げるものが挙げられる。

(1) 道路に係る維持管理

舗装修繕、路面清掃、除草・樹木伐採、植栽・芝生養生、巡回、施設点検、応急処置その他の道路維持・道路修繕に係る工事等

(2) 河川に係る維持管理

舗装修繕、清掃、除草・樹木伐採、植栽・芝生養生、巡視、施設の点検・操作、応急処置その他の河川維持・河川修繕に係る工事等

(3) 除雪

除雪、運搬排雪、凍結防止、巡回・状況調査等

(4) 災害応急対応

情報連絡体制の構築、協力体制の編成、資機材保有状況の把握、発災時の被害情報収集、危険箇所の表示、障害物の除去その他の緊急性の高い応急復旧工事等

附 則

この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、適用する。